

2025年6月2日

各位

株式会社 みなと銀行

## 一部店舗における営業時間の延長について

りそなグループのみなと銀行(社長 持丸 秀樹)は2025年7月1日(火)より、兵庫県内の9店舗において閉店時間を従来の15時から17時に変更し、営業時間を延長します。現金の入出金など一般の銀行業務を17時まで窓口で営業するのは、みなと銀行として初めてです。

みなと銀行はこれからも、お客さまの更なる利便性向上のため、さまざまなサービスを提供します。

## 【「17時まで営業」実施概要】

実施日	2025年7月1日(火)
対象店舗	兵庫県内9店舗(預金窓口、融資窓口が対象) 本店営業部、兵庫支店、大橋支店、尼崎支店、住吉支店、姫路支店、明石支店、加古川支店、西宮支店
営業時間	(変更前) 平日 9:00 ~ 15:00 (変更後) 平日 9:00 ~ 17:00
15:00 ~ 17:00の 主な取扱業務*	<ul style="list-style-type: none"><li>・現金のご入金、ご出金</li><li>・口座開設、口座解約(普通預金・定期預金)</li><li>・住所変更、氏名変更、改印等の変更届</li><li>・通帳記入、繰越</li><li>・各種資産運用のご相談</li><li>・住宅ローン等のご相談 等</li></ul> <p>※ 15:00~17:00は、公共料金、各種税金、両替のお取り扱いはできません。</p>

以上